

## おおつかの郷訪問リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人田中会が開設する介護老人保健施設 おおつかの郷（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、指定訪問リハビリテーション）という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所の従業者は、利用者が要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努めるよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業所は、当該指定訪問リハビリテーションの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申し込み者に対し、自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション等への紹介その他必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 : おおつかの郷訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 : 熊本県菊池郡大津町大字陣内 1165 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 : 1名(常勤 : 介護老人保健施設 おおつかの郷施設長、医師と兼務)  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的におこなう。  
その他、医師 1名(常勤 : 介護老人保健施設 おおつかの郷医師、医師と兼務)
- (2) 理学療法士 : 1名以上 常勤 : 介護老人保健施設 おおつかの郷の理学療法士と兼務)  
作業療法士 : 1名以上 常勤 : 介護老人保健施設 おおつかの郷の作業療法士と兼務)  
言語聴覚士 : 1名以上 常勤 : 介護老人保健施設 おおつかの郷の作業療法士と兼務)  
理学療法士、理学療法士及び言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき適切なサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除くが、利用者の希望等によっては変更する場合もある。

- (2) 営業時間  
午前8時30分～午後5時30分迄とする。

(訪問リハビリテーションの提供及び内容)

第6条 訪問リハビリテーションの提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 従業者は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、計画の内容について説明し、同意を得る。
- (3) 作成した訪問リハビリテーション計画は、利用者又はその家族に対し交付を行う。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

#### (利用料その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額、法定代理受領分以外の時は、介護保健報酬の告示上の額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、別に利用者から当面徴収しない。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、菊陽町、大津町、西原村の地域とする。

#### (苦情処理)

第9条 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 1 苦情処理の担当者及び連絡先は、次の通りとする。

担当者 理学療法士 大籠優子

連絡先 TEL 096-294-1500

- 2 苦情処理の方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者等に対する事実確認を行う。
- (2) 苦情に対する内部検討を行う。
- (3) 苦情を受けた日から3日以内に利用者等に対する検討結果の説明を行う。
- (4) 苦情内容、処理結果を台帳に記載し、再発の防止に役立てる。

- 3 その他

- (1) 利用者の納得が得られない場合、他のサービス提供事業所を紹介する等必要な協力を行う。
- (2) 苦情内容が賠償責任を生じる者である場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 市町村の照会、調査に協力すると共に、指導、助言に従い、必要な改善を行う。
- (4) 国保連の調査に協力すると共に、指導、助言に従い、必要な改善を行う。

#### (その他運営に関する重要事項)

##### (虐待の防止)

第10条 指定訪問リハビリテーション事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当該指定訪問リハビリテーション事業所における虐待防止のための委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことが出来る)を定期的で開催するとともに、そのけっかについて、訪問リハビリテーション従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当該指定訪問リハビリテーションにおける虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 当該指定訪問リハビリテーション事業所において、訪問リハビリテーション従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定など)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、従業員に対し、業務改善計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第12条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

(身体的拘束等)

第13条 指定訪問リハビリテーション事業所は、原則として利用者に対して身体拘束は行わない。但し、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を記録する。

第14条 従業者は、リハビリテーションを実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師又は介護老人保健施設 おおつかの郷等に連絡し適切な処置を行うこととする。  
2 前項の事故が発生した場合には、事故発生時の状況、事故に際して採った行動を記録する。

第15条 事業者は、社会的使命を充分認識し職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、又勤務体制を整備する。

第16条 事業者は従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  
事業者は、甲の訪問リハビリテーション計画、訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録、市町村への周知に関する記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人田中会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成30年8月10日より施行する。

この規定は、令和4年11月1日より改正する。(第10条虐待防止の追加)

この規定は、令和5年4月1日より改定する。(第4条職員の職種、員数、及び職務内容の変更)

この規定は、令和6年4月1日より改定する。(第11条業務継続計画の策定当追加)

(第13条身体拘束等の追加)